



## 新型コロナウイルス感染症対策

感染拡大防止を図り、皆さまの命と健康を守り、  
安心して暮らせる日々を取り戻すため、全力で取り組んでいます。

**現金給付** ※給付時期や申請方法等は、決まり次第、総務省ホームページをご確認ください。

● 給付額：1人あたり10万円 ● 総務省コールセンター： **03-5638-5855**（平日9:00～18:30）

### 生活福祉資金貸付制度（特例貸付）

	対象者	貸付上限額	据置期間	償還期限	利子・保証人
緊急小口資金	緊急かつ一時的な生活資金が必要な世帯 （主に休業された方向け）	20万円	1年以内	2年以内	無利子・不要
総合支援資金	生活再建までの間の生活資金が必要な世帯 （主に失業された方等向け）	2人以上世帯 月額20万円 単身世帯 月額15万円	1年以内	10年以内	無利子・不要

● 練馬区社会福祉協議会： **03-3991-5560**（平日8:30～17:00）

### 感染拡大防止協力金（東京都）

● 給付対象：都の要請等に全面的に協力する都内事業者 ● 給付額：50万円（2店舗以上100万円）

● 東京都緊急事態措置相談センター： **03-5388-0567**（毎日9:00～17:00）

### 持続化給付金（国）

● 給付対象：前年同月比の売上が50%以上減少している中小企業、  
フリーランスを含む個人事業者、医療法人、NPO法人、社会福祉法人など

● 給付額：法人200万円、個人事業者100万円（昨年1年間の売上からの減少分を上限）

● 経済産業省 相談窓口： **0570-783-183**（毎日9:00～17:00）



※掲載情報は令和2年4月17日現在。電話は混雑でつながりにくい可能性があります。

お困りごとなどありましたら、  
お気軽にご相談ください！

TEL / 03-4500-1756 MAIL / info@satoriki.net

Twitter（最新情報・毎日更新!）▶▶▶

